

世田谷区新BOP学童クラブにおける
弁当デリバリー業務仕様書

世田谷区子ども・若者部児童課

1 件名

世田谷区新BOP学童クラブにおける弁当デリバリー業務

2 業務の実施目的

世田谷区新BOP学童クラブ在籍の希望する児童に対し、学校長期休業日（平日）に昼食用の弁当を提供する。

3 履行期間

令和7年12月26日～令和8年4月30日

（令和7年度の冬休み、令和7年度および令和8年度の春休み期間）

※事業内容が良好と認められる場合は、令和8年5月1日～令和10年4月31日までの期間内で新たな契約を結ぶことも認める。

4 履行場所

区立小学校内の新BOP学童クラブ61校（別紙「業務実施場所」による）のうち、実施を希望するブロックの施設。（学校の工事等により、納品場所の変更がある場合はその都度連絡する）

5 業務内容

（1）注文の受付

事業者は、ウェブサイト等に宅配弁当受付サイト（以下、「注文サイト等」という）を設け、注文サイトの登録手続きを行った新BOP学童クラブ在籍児童の保護者（以下、「利用者」という）からの弁当の注文を受け付ける。なお、弁当の受付および注文のキャンセル期限は、履行日の2営業日前の12時までとする。

（2）施設（各新BOP）へのメニュー表提供

施設側がメニューを確認できるよう、事前にアレルギー表示記載のメニュー表を各施設に提供すること。なお、注文サイトの管理者画面への表示でも可とする。

（3）提供する弁当の献立表の作成

事業者は、履行日の7日前までに、専用サイトに献立表を掲載すること。献立表には品書き、アレルギー表示（特定原材料8品目）を記載すること。また、可能な限り原材料の表示にも努めること。

（4）弁当の内容（メニュー）

弁当の内容（メニュー）に関しては以下のとおりとする。

- ① 弁当の量や質などが児童（小学生）に相応しいものとなっていること。
- ② 再調理の必要がなく、常温での保存が可能または受注者が用意する保冷剤等で衛生管理のうえ安全に配送及び保管ができること。
- ③ 極力食品添加物を少なくすること。
- ④ 年間を通してメニューの内容に変化を持たせること。
- ⑤ 衛生面と品質管理に万全を期すること。

（5）弁当代金の支払い

弁当代金は、利用者が注文サイト上で、クレジット決済等の電子決済により支払える方法と

すること。新BOPにおける現金での支払いはしないこと。

(6) 品質管理能力

弁当の保管及び配送における衛生面及び品質管理が適切であり、安全かつ確実な納品が可能であること。

(7) 製造及び配送体制

弁当は各新BOPにつき受注数1個から配送すること。また、弁当の納品に際して事業者は、注文者の一覧とともに、午前9時から12時の間に履行場所に届けるものとする。納品時には、弁当と一緒にカトラリー類（箸やスプーン等）も提供すること。なお、カトラリーは、児童が使用することを想定して配慮すること。

(8) 問い合わせへの対応

利用者および区職員からの問い合わせに対して、迅速に回答できる体制を整えていること。

6 提供にかかる費用

1人分あたりのメニューとして金額に妥当性があること。なお、1食の代金に原材料費、調理費、献立作成費用、受注に係る費用、履行場所への運搬費用を含めることとする。

7 納品数量

利用者より専用ウェブサイト等で昼食弁当の注文を受け付け、納品数量を確定する。

8 実施内容

具体的な日程等については、世田谷区と事業者が協議のうえ決定する。

9 その他

- (1) 災害や感染症の流行等により、世田谷区がやむを得ないと認める場合、本事業を休止することがある。
- (2) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は事業者の責任において適切に行うこと。
- (3) 事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。期間満了後においても同様とする。
- (4) 本業務にかかる調査・分析結果等を、事業者が本業務以外の目的で使用又は利用する場合は、事前に世田谷区の同意を得ること。
- (5) この仕様書の各項について疑義またはこの条項に定めのない事項については、世田谷区および事業者双方にて協議し定めるものとする。